

農業保険法施行規則

平成29年11月 2日農林水産省令第63号

改正：令和 2年 4月 9日農林水産省令第33号（農業保険法施行規則の一部を改正する省令）

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| -本則-   |   |
| 施行日：令和 2年 4月 9日  |   |
| <p><b>（特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額の変更）</b></p> <p><b>第百十一条</b> 特定肉豚に係る死亡廃用共済についての法第四百四十三条第四項の農林水産省令で定める事由は、共済事故が生じたこと及び第八十一条第一項第三号に定める異動を生じたこととする。</p> <p>2 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額は、共済事故が生じたときは、当該共済事故が生じた時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。</p> <p>3 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が第八十一条第一項第三号イ又はロに掲げる共済目的の異動により増加したときは、組合員等は当該異動の日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の増加の割合の範囲内で、共済金額の増額を請求することができる。この場合には、組合員等は<b>◆追加◆</b>当該請求をした日から二週間以内に、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、<b>◆追加◆</b>組合等が組合員等から当該共済掛金の支払（分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。</p> <p>4 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が共済事故又は第八十一条第二項第三号に掲</p> | <p><b>（特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額の変更）</b></p> <p><b>第百十一条</b> 特定肉豚に係る死亡廃用共済についての法第四百四十三条第四項の農林水産省令で定める事由は、共済事故が生じたこと及び第八十一条第一項第三号に定める異動を生じたこととする。</p> <p>2 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額は、共済事故が生じたときは、当該共済事故が生じた時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。</p> <p>3 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が第八十一条第一項第三号イ又はロに掲げる共済目的の異動により増加したときは、組合員等は当該異動の日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の増加の割合の範囲内で、共済金額の増額を請求することができる。この場合には、組合員等は、<b>事業規程等に特別の定めがある場合を除いては</b>、当該請求をした日から二週間以内に、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、<b>事業規程等に特別の定めがある場合を除いては</b>、組合等が組合員等から当該共済掛金の支払（分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。</p> <p>4 特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>げる共済目的の異動により著しく減少したときは、組合員等は、当該共済事故又は当該異動が生じた日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の減少の割合の範囲内で、共済金額の減額を請求することができる。この場合において、組合等は、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金を組合員等に返還するものとし、当該共済金額の減額は、組合等が組合員等の請求を受理した日の翌日からその効力を生ずるものとする。</p> | <p>が共済事故又は第八十一条第二項第三号に掲げる共済目的の異動により著しく減少したときは、組合員等は、当該共済事故又は当該異動が生じた日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の減少の割合の範囲内で、共済金額の減額を請求することができる。この場合において、組合等は、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金を組合員等に返還するものとし、当該共済金額の減額は、組合等が組合員等の請求を受理した日の翌日からその効力を生ずるものとする。</p> |
|--|--|

**-本則-**

施行日：令和 2年 4月 9日

|  |   |
|--|---|
| <p><b>(疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更)</b></p> <p><b>第百十二条</b> 疾病傷害共済についての法第四十三條第四項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる異動を生じたこととする。</p> <p>一 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。</p> <p>二 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。</p> <p>2 組合等は、組合員等の共済目的につき前項第一号に掲げる異動が生じた場合であって、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額について、支払限度額にあつては第一号、共済金額にあつては第二号に掲げる金額を増額するものとする。この場合において、組合員等は<b>◆追加◆</b>当該申出をした日から二週間以内に共済掛金（分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。</p> <p>一 当該異動に係る家畜の当該異動の時にお</p> | <p><b>(疾病傷害共済の支払限度額及び共済金額の変更)</b></p> <p><b>第百十二条</b> 疾病傷害共済についての法第四十三條第四項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる異動を生じたこととする。</p> <p>一 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。</p> <p>二 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。</p> <p>2 組合等は、組合員等の共済目的につき前項第一号に掲げる異動が生じた場合であって、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額について、支払限度額にあつては第一号、共済金額にあつては第二号に掲げる金額を増額するものとする。この場合において、組合員等は、<b>事業規程等に特別の定めがある場合を除いては</b>、当該申出をした日から二週間以内に共済掛金（分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。</p> |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
| <p>ける価額の合計額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、当該金額）に支払限度率を乗じて得た金額</p> <p>二 前号に掲げる金額に、変更前の共済金額の支払限度額に対する割合及びまだ経過していない共済掛金期間の割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額</p> <p>3 組合等は、組合員等の共済目的につき第一項第二号に掲げる異動が生じた場合であつて、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額について、変更後の共済金額がその時までに支払われた共済金（その時までに法第百三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知がされた損害に係る共済金であつて、その時後に支払われるものを含む。）の総額を下回らない範囲において、支払限度額にあつては前項第一号、共済金額にあつては前項第二号に掲げる金額を減額するものとする。この場合において、組合等は共済掛金を組合員等に返還するものとし、当該共済金額の減額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。</p> | <p>一 当該異動に係る家畜の当該異動の時ににおける価額の合計額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、当該金額）に支払限度率を乗じて得た金額</p> <p>二 前号に掲げる金額に、変更前の共済金額の支払限度額に対する割合及びまだ経過していない共済掛金期間の割合を乗じて得た金額を超えない範囲内で組合員等が申し出た金額</p> <p>3 組合等は、組合員等の共済目的につき第一項第二号に掲げる異動が生じた場合であつて、当該組合員等が当該異動の日から二週間以内に申出をしたときは、支払限度額及び共済金額について、変更後の共済金額がその時までに支払われた共済金（その時までに法第百三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定による通知がされた損害に係る共済金であつて、その時後に支払われるものを含む。）の総額を下回らない範囲において、支払限度額にあつては前項第一号、共済金額にあつては前項第二号に掲げる金額を減額するものとする。この場合において、組合等は共済掛金を組合員等に返還するものとし、当該共済金額の減額は、当該異動の日からその効力を生ずるものとする。</p> |
|--|---|

**-本則-**

施行日：令和 2年 9月 2日

|   |  |
|---|--|
| <p><b>第六款 園芸施設共済</b><br/>（共済関係を成立させないことを相当とする事由）</p> <p><b>第一百五十三条</b> 法第一百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。</p> <p>一 共済価額が、<b>第一百五十九条◆追加◆</b>の規定により申し出た金額以下であること。</p> <p>二 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。</p> | <p><b>第六款 園芸施設共済</b><br/>（共済関係を成立させないことを相当とする事由）</p> <p><b>第一百五十三条</b> 法第一百五十七条第二項において読み替えて適用する同条第一項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるいずれかの事由とする。</p> <p>一 共済価額が、<b>第一百五十九条第一項</b>の規定により申し出た金額以下であること。</p> <p>二 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>三 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。</p> <p>四 当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず、又は行われないおそれがあること。</p> <p>五 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。</p> <p>六 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超過しており、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。</p> | <p>三 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。</p> <p>四 当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず、又は行われないおそれがあること。</p> <p>五 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。</p> <p>六 当該特定園芸施設の経過年数が農林水産大臣が定める年数を超過しており、かつ、組合員又は共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。</p> |
|---|---|

-本則-

施行日：令和 2年 9月 2日

|  |  |
|--|--|
| <p>(共済金額)</p> <p><b>第一百五十五条</b> 法第一百五十九条第一項の共済金額は、同項の共済価額の百分の四十に相当する金額を下回らず、当該共済価額の百分の八十に相当する金額を超えない範囲において、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。</p> <p>◆追加◆</p> <p>◆追加◆</p> | <p>(共済金額)</p> <p><b>第一百五十五条</b> 法第一百五十九条第一項の共済金額は、同項の共済価額の百分の四十に相当する金額を下回らず、当該共済価額の百分の八十に相当する金額を超えない範囲において、組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。</p> <p><b>2</b> 組合員又は共済資格者は、前項の規定により法第一百五十九条第一項の共済価額の百分の八十に相当する金額を申し出た場合には、前項の規定にかかわらず、当該金額に、当該共済価額（施設内農作物に係るものを除く。）の百分の十又は百分の二十に相当する金額のうち組合員又は共済資格者が申し出た金額を加えて得た金額を法第一百五十九条第一項の共済金額とする旨の特約をすることができる。</p> <p><b>3</b> 組合員又は共済資格者は、前項の規定により特約をするに当たっては、第一項の規定による申出と同時にしなければならない。</p> |
|--|--|

-本則-

施行日：令和 2年 9月 2日

|   |  |
|---|--|
| <p>(共済価額)</p> <p><b>第二百五十六条</b> 法第一百五十九条第一項の共済価額は、次の各号に掲げる共済目的の区分に応じ当該各号に定める金額を基礎として、農林水産大臣が定める準則に従い定める金額とする。</p> <p>一 特定園芸施設 当該特定園芸施設の共済責任期間の開始の時ににおける価額</p> <p>二 附帯施設 当該附帯施設の共済責任期間の開始の時ににおける価額</p> <p>三 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額</p> <p>2 法第一百五十九条第一項の共済価額は、事業規程等で定めたときは、前項の規定にかかわらず、組合員又は共済資格者の申出により、同項の規定により定められる金額に、次に掲げる金額を加えた金額とすることができる。</p> <p>一 共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用の額として農林水産大臣が定める金額</p> <p>二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た金額</p> <p>イ 特定園芸施設（被覆材を除く。）の再建築価額及び附帯施設の再取得価額（当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額をいう。）<b>にそれぞれ農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額</b>の合計金額</p> <p>ロ 特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設の共済責任期間の開始の時ににおける価額の合計金額</p> <p>3 前項の申出は、法第一百五十七条第一項の規定による申込みと同時に、<b>当該申込みに係る園芸施設共済の共済関係の全てについて</b>しなければならない。</p> | <p>(共済価額)</p> <p><b>第二百五十六条</b> 法第一百五十九条第一項の共済価額は、次の各号に掲げる共済目的の区分に応じ当該各号に定める金額を基礎として、農林水産大臣が定める準則に従い定める金額とする。</p> <p>一 特定園芸施設 当該特定園芸施設の共済責任期間の開始の時ににおける価額</p> <p>二 附帯施設 当該附帯施設の共済責任期間の開始の時ににおける価額</p> <p>三 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額</p> <p>2 法第一百五十九条第一項の共済価額は、事業規程等で定めたときは、前項の規定にかかわらず、組合員又は共済資格者の申出により、同項の規定により定められる金額に、次に掲げる金額を加えた金額とすることができる。</p> <p>一 共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用の額として農林水産大臣が定める金額</p> <p>二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を差し引いて得た金額</p> <p>イ 特定園芸施設（被覆材を除く。）の再建築価額及び附帯施設の再取得価額（当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを取得するのに要する費用に相当する金額をいう。）<b>◆削除◆</b>の合計金額</p> <p>ロ 特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設の共済責任期間の開始の時ににおける価額の合計金額</p> <p>3 前項の申出は、法第一百五十七条第一項の規定による申込みと同時に<b>◆削除◆</b>しなければならない。</p> |
| <p>-本則-</p>   |  |



施行日：令和 2年 9月 2日

(共済掛金区分)

**第百五十七条** 法第六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

- 一 施設内農作物に係る第五十二条の申出の有無の別
- 二 前条第二項第一号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別
- 三 前条第二項第二号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別
- 四 特定園芸施設の被覆期間の別
- 五 次の表に定める区分

[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]

六 第百五十九条◆追加◆の規定により申し出た金額の別

◆追加◆

**七** 特定園芸施設の骨格の主要部分に係るパイプの強度の別

**八** 園芸施設共済に付することの集団による申込みの有無の別

(共済掛金区分)

**第百五十七条** 法第六十条第一項の農林水産省令で定める共済関係の区分は、次に掲げる区分とする。

- 一 施設内農作物に係る第五十二条の申出の有無の別
- 二 前条第二項第一号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別
- 三 前条第二項第二号に掲げる金額に係る同項の申出の有無の別
- 四 特定園芸施設の被覆期間の別
- 五 次の表に定める区分

[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]

六 第百五十九条**第一項**の規定により申し出た金額の別

**七 第百五十九条第二項の規定による特約の有無の別**

**八** 特定園芸施設の骨格の主要部分に係るパイプの強度の別

**九** 園芸施設共済に付することの集団による申込みの有無の別

-本則-

施行日：令和 2年 9月 2日

(小損害不填補)

**第百五十九条** 法第六十一条第一項の農林水産省令で定める金額は、次の各号に掲げる金額のうち組合員又は共済資格者が申し出たものとする。

- 一 三万円（共済価額の二十分の一に相当する金額が三万円に満たないときは、当該相当する金額）
- 二 十万円
- 三 二十万円
- 四 五十万円
- 五 百万円

(小損害不填補)

**第百五十九条** 法第六十一条第一項の農林水産省令で定める金額は、次の各号に掲げる金額のうち組合員又は共済資格者が申し出たものとする。

- 一 三万円（共済価額の二十分の一に相当する金額が三万円に満たないときは、当該相当する金額）
- 二 十万円
- 三 二十万円
- 四 五十万円
- 五 百万円

|   |   |
|---|---|
| <p>◆追加◆<br/>◆追加◆</p>  | <p>2 組合員又は共済資格者は、前項の規定により同項第一号に掲げる金額を申し出た場合には、同項の規定にかかわらず、法第百六十一条第一項の農林水産省令で定める金額を一万円とする旨の特約をすることができる。ただし、共済価額の二十分の一に相当する金額が一万円に満たないときは、この限りでない。</p> <p>3 組合員又は共済資格者は、前項の規定により特約をするに当たっては、第一項の規定による申出と同時にしなければならない。</p>   |
| <p>-本則-</p>   |   |
| <p>施行日：令和 2年 4月 9日</p>  |   |
| <p>(農業収入の減少について補填を行う事業)<br/> <b>第百七十八条</b> 法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第一項の生産者補給金（価格差補給金に限る。）を交付する事業、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第九条第一項第一号の補給金（価格差補給金に限る。）を交付する事業及び独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第三条第三号に掲げる事業（契約野菜収入確保モデル事業のうち収入補填タイプに限る。）（これらの事業に係る交付金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）</p> <p>二 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則<b>第二条</b>第十三号に掲げる事業（事業に係る補填金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）</p> <p>三 担い手経営安定法第四条第一項の交付金を交付する事業（事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が当該保険期間と重複している場合に限る。）</p> | <p>(農業収入の減少について補填を行う事業)<br/> <b>第百七十八条</b> 法第百七十六条第二項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第十条第一項の生産者補給金（価格差補給金に限る。）を交付する事業、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第九条第一項第一号の補給金（価格差補給金に限る。）を交付する事業及び独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第三条第三号に掲げる事業（契約野菜収入確保モデル事業のうち収入補填タイプに限る。）（これらの事業に係る交付金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）</p> <p>二 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則<b>第一条</b>第十三号に掲げる事業（事業に係る補填金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）</p> <p>三 担い手経営安定法第四条第一項の交付金を交付する事業（事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が当該保険期間と重複している場合に限る。）</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>四 産地活性化総合対策事業推進費補助金（いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業に限る。）（事業に係る助成金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）</p>   | <p>四 産地活性化総合対策事業推進費補助金（いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業に限る。）（事業に係る助成金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限る。）</p>   |
| <p><b>-本則-</b></p>  |   |
| <p>施行日：令和 2年 4月 9日</p>  |   |
| <p><b>（保険料の支払期限）</b><br/> <b>第百八十一条</b> 法第七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、次項の規定により支払う場合を除き、保険期間の開始の日の前日とする。◆追加◆<br/> 2 保険料を事業規程で定めるところにより分割して支払う場合における法第七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、第一回の支払にあつては前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあつては保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日とする。◆追加◆</p> | <p><b>（保険料の支払期限）</b><br/> <b>第百八十一条</b> 法第七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、次項の規定により支払う場合を除き、保険期間の開始の日の前日とする。ただし、事業規程で別段の定めをしたときは、この限りでない。<br/> 2 保険料を事業規程で定めるところにより分割して支払う場合における法第七十八条の農林水産省令で定める保険料の支払期限は、第一回の支払にあつては前項の規定による支払期限とし、最後の支払にあつては保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日とする。ただし、事業規程で別段の定めをしたときは、この限りでない。</p> |
| <p><b>-改正法・附則・題名-</b> ～令和 2年 4月 9日 農林水産省 令 第33号～</p>  |   |
| <p>施行日：令和 2年 4月 9日</p>  |   |
| <p>◆追加◆</p>   | <p>附 則（令和二・四・九農水令三三）</p>  |
| <p><b>-改正法・附則-</b> ～令和 2年 4月 9日 農林水産省 令 第33号～</p>   |   |
| <p>施行日：令和 2年 4月 9日</p>  |   |
| <p>◆追加◆</p>   | <p><b>（施行期日）</b><br/> 1 この省令は、令和二年九月二日から施行する。ただし、第百十一条、第百十二条、第百七十八条及び第百八十一条の改正規定は、公布の日から施行する。<br/> （園芸施設共済に関する経過措置）<br/> 2 この省令による改正後の農業保険法施行規則第百五十三条、第百五十五条、第百五十六条、第百五十七条及び第百五十九条の規定は、この省令の施行の日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共</p>   |



|  |   |
|--|---|
|  | 済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。 |
|--|---|

\*\*\*\*\*